

ABS 指針フォローアップ検討会報告書 骨子案

はじめに

＜本検討会の検討の視点＞

- ・ABS 指針施行以降、遺伝資源の取得の機会及び利益の配分に関する社会的情勢の変化に伴い、新たな課題は生じているか。
- ・当該課題は、名古屋議定書の国内措置として対応すべき事項か。

ABS 指針フォローアップ検討会委員名簿

1. 「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」（「ABS 指針」）のフォローアップ

（1）「ABS 指針」による報告制度（利用国措置）

- 現状・課題（フォローアップ結果）
 - 我が国の名古屋議定書締結及び ABS 指針施行以後、近年における海外遺伝資源の取得・利用の増加又は減少等の影響は指摘されていない。ABS 指針による報告経験者からは、手続等による負担感は大きくなく受容できるとの反応を得ている。
 - ABSCH（生物多様性条約事務局が運営する名古屋議定書に関する国際的な情報交換サイト）上では、国際遵守証明書（IRCC：名古屋議定書第 17 条 2 に規定する国際的に認められた遵守の証明書として ABSCH に提供された許可証当の情報）が発行・掲載される。

この ABSCH において確認することができる日本人に対する IRCC 発給数 14 件（ただし、IRCC においては、発給対象者が希望する場合、情報の機密性が保持される観点から、そもそも ABSCH に掲載されている全ての IRCC から、日本人に対する発給数の全てを捕捉することは困難である点に留意が必要）に対し、ABS 指針に基づく様式 1 による報告が 4 件であり、件数に乖離があるが、発給された IRCC 全てが ABS 指針に基づく報告の対象になるとは限らないことから、ABS 指針が有効に機能していないことをただちに示すものではない。一般論として、上述のとおり ABS 指針の報告対象が限定的であることから、報告対象に該当していないといった要因（現行指針上は問題ない）や、十分に ABS 指針の周知や正しい理解が進んでいない、国ごとに提供国措置や PIC 発給プロセスが異なるとともに、遺伝資源の

取得・持ち込み経路の態様が多様で、報告対象となるかどうかでグレーゾーンが生じている等の要因が想定される。いずれにせよ、ABS 指針に基づく報告対象となる活動が多くない実態があり、ABS 指針施行から年数が浅く事例の蓄積が十分ではないことから、今後の事例の蓄積や推移を見ながら、改めて ABS 指針の有効性を評価することが望ましい。

- その他、現段階で ABS 指針によるガイダンス内容に追記や改善が必要な点は認められない。しかし、コモディティを遺伝資源の利用目的で入手する場合の取り扱いや、一般に ABS 対応に関し実務的に判断に迷う点など、個別具体的な対応方法や、そもそも ABS 指針への対応の前提として提供国法令遵守が求められる点の普及啓発など、ABS 指針を補完する情報の整理、提供が求められている。

- 対応の方向性

- 現状、ABS 指針が、策定当時の狙いを踏まえて有効に機能していないと考えるまでの材料はないと考えられるが、今後も引き続き、事例の蓄積による検証や推移を見て、評価を行うべき。その結果、有効性・実効性に課題が生じれば義務的報告の対象拡大の要否も検討すべき。
- 海外からの我が国利用国措置への評価やこれによる影響等の状況把握に努め、レビューを行うべき。
- ABS 指針の正しい理解や普及啓発については、引き続き、カバーできていない業界等にも留意して継続的に行うべき。
- コモディティを遺伝資源の利用目的で入手する場合の取り扱い、前提となる提供国法令遵守の必要性、実務的な不明点等は、指針ではなく Q&A、その他関係省庁及び関係機関の普及啓発ツール等で順次拡充するべき。

(2) 「ABS 指針」による奨励措置

- 現状・課題（フォローアップ結果）

- ABS 指針第 3 章第 1、第 2 及び第 3 に掲げられている奨励措置については、必ずしも具体的な取組が強く促進されている状況にはない。一方で、現行指針が奨励する以上の措置が強く要請される課題等は現時点では確認されていない。
- ABS 指針第 3 章第 4 及び第 5 に掲げられている奨励措置について、ABS の実施をサポートする関係機関・団体から、行動規範・指針類や、

参考目的の契約ひな型又は事例の提供や普及啓発活動が行われている。

- 利益配分や契約については、業界によっても事案によっても大きく異なるものであることに留意し、定型化や準拠にこだわりすぎず、ケースバイケースで対応していくことが必要である。今後も業界ごとに事例を蓄積し、参考に供することが現行の奨励措置を補完することに繋がる。

- 対応の方向性

- 業界ごとに事例収集とベストプラクティスの共有、状況に応じて利用しやすいひな形の整備について検討を進めることが必要と考えられる。(この場合、業界ごと、また業種を超えた事例収集と情報共有の体制づくりを進めることが望ましい。)

2. 我が国に存する遺伝資源の利用のための取得の機会の提供に係る法令等の整備の要否

(1) 遺伝資源の提供国としての措置の要否

- 現状・課題

- ABS 指針第 4 章でも明示する通り、我が国では現在、生物多様性条約及び名古屋議定書に基づく PIC 制度は講じておらず、国内遺伝資源の取得に際し ABS の観点からの許認可手続等はない。
- ただし、採集・保有・輸出等に際し、関連する環境上や輸出入管理上等の現行関係法令による行為規制や必要な手続に服す必要があるケースは存在する (ABS の観点からの規律ではない)。
- ABS 指針では 1 で検討した奨励措置のほか、主務大臣が適当と認める独立行政法人その他の機関による、遺伝資源が国内において取得されたことを示す書類である国内取得書の発給について定めており、現在、独立行政法人製品評価技術基盤機構が経済産業大臣の認定を受け、発給機関となっている。
- 国内遺伝資源の海外への提供 (海外からの国内遺伝資源の取得) を取り巻く状況について、ABS 指針策定以降、全般的には大きな変化は認められず、遺伝資源全般、特に自然環境下に天然に存在する遺伝資源及びコレクション等に保存されている遺伝資源を中心に、現行関係法令に加え新たに PIC 制度を導入することで解決すべき問題点や課題は生じていない。

- 国内における国内遺伝資源の取得についても、現段階では、ABS に関し固有に発生している問題点や課題は認められない。
 - しかし、今後のバイオテクノロジーの発展状況により、細胞培養肉の生産と家畜の生産が競合し、国内畜産業に影響することで家畜遺伝資源の持続的な利用を阻害する恐れがあるとの懸念が提起された。
 - PIC 制度を前提とする国際遵守証明書については、産業界を中心に一定の潜在的ニーズは認められる一方で、現段階では ABS 指針による国内取得書の発給や、その対象の拡大を検討していくことによる対応で足りている状況にある。
 - 以上から、現段階で PIC 制度による遺伝資源の取得の機会の提供に係る法令の整備の必要性は認められない。さらには、一般に、提供国措置は措置しないことで、生物多様性の保全や持続可能な利用に資する研究開発を促進し、その効果を期待できると考えられる。
 - ただし、現状では国内外での国内遺伝資源の取得及び利用の状況を捕捉する制度的枠組みは無い。国内遺伝資源の利用にあたっての課題の確認を目的とするほか、国内外の遺伝資源の来歴管理による適切な遺伝資源の利用の円滑化や、遺伝資源や遺伝資源に関連する研究上有益な情報の蓄積、研究者や国民への遺伝資源に係る意識啓発などの観点からも、国内遺伝資源の取得・利用等の状況を継続的に把握、情報蓄積する必要性について、今後検討していく余地がある。
- 対応の方向性
 - PIC 制度は現段階では不要と考えられる。
 - ただし、名古屋議定書で定義される遺伝資源には自然環境下に存在するものや、コレクションに保存されているもの、その他機関、組織等において所有されているものなど様々であり、その利用目的や利用形態も多岐に亘る。とりわけ細胞培養肉生産に係り提起された課題をはじめ、今後のバイオテクノロジーの発展状況を踏まえた適切な解決策の検討の必要があると考えられる。

(2) 遺伝資源に関連する伝統的知識

- 現状・課題
 - 名古屋議定書では、先住民の社会及び地域社会の遺伝資源と遺伝資源に関連する伝統的知識についても取得の機会の提供に係る規定がある。
 - 我が国では、平成 20 年 6 月 6 日に衆参両議院の本会議において、

「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が全員一致で可決され、令和3年9月1日に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）」（以下、「アイヌ施策推進法」）では、第一条において、「日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々」と言及されている。我が国における先住民の社会に該当するのは、アイヌの社会であると解される。他方、名古屋議定書という地域社会は、先住民の社会に類するような社会と解されるが、我が国ではそのような社会は特定されていない。

- アイヌ施策推進法第一条において、アイヌを先住民族と位置付けたことは重要な社会情勢の変化であるものの、アイヌに関連した遺伝資源や遺伝資源に関連する伝統的知識が置かれている状況は、名古屋議定書の国内措置検討当時から大きな変化は認められない。また、本フォローアップで把握した限り、アイヌに関連した遺伝資源や関連する伝統的知識の取得や利用に伴って具体的な問題点や課題等は確認されていない。
- 一般論として、アイヌに関連する伝統的知識の適切な取り扱いを求める意見はあるものの、現段階で実際に生物資源に関し生じている課題は、アイヌの文化伝承等に必要となる動植物等の材料の不足である。アイヌ自身による関連する資源アクセスのより一層の円滑化や、アイヌが利用してきた動植物やその基盤となる生態系の保全・回復が課題とされている。
- 一部地域を中心に設立された団体で、アイヌの知的財産を管理する取組が進展を見せており、アイヌ文様の利用等を中心に、その適切な利用やアイヌのクリエイターの受注創出等が促進されている。同団体も一般論として、アイヌが利用してきた動植物利用・薬用慣行等の文化も適切な利用が必要との考えを示しているが、基本的にアイヌ文化へのアクセスの制限を希求するものではなく、適切な利用を通じアイヌ文化の普及拡大を目指しており、これに伴うアイヌのクリエイター、文化継承者の経済活動を支えようとするものである。
- アイヌの植物利用の専門家や、アイヌ政策の専門家からは、アイヌに係る遺伝資源や関連する伝統的知識を含む文化の特徴と現状、並びに現行のアイヌ施策の状況に照らし、海外の先住民の状況を念頭に置いた生物多様性条約や名古屋議定書のアプローチが馴染みにくいことが指摘されており、アイヌの文化や知識に由来する商品のブランド化を通じた、アイヌ文化の掘り起こし、伝承を可能にする支

援や、アイヌ施策推進法に基づく交付金による関連事業の推進等の可能性が言及された。

- 対応の方向性
 - アイヌに関連した遺伝資源に関連する伝統的知識については、現状、名古屋議定書の国内措置として PIC 制度を整備することは馴染まないと考えられる。
 - アイヌ施策推進法の着実な施行と、その中で適宜、アイヌに関連する遺伝資源及び関連する伝統的知識の研究や文化振興・伝承が進められることが適切と考えられる。

3. フォローアップを踏まえた今後の ABS 指針のあり方

- 1, 2 を通じ、我が国の遺伝資源全般に関して制度改正によって対応すべき事項は現時点では見当たらないとの見解であるものの、技術的な課題（例えばコモディティを遺伝資源の利用目的で入手する場合の取り扱いや簡易な報告性・登録性、実態把握・情報蓄積を行うことを検討する場合、実施者や対象分野を含め、どのような方法が現実的かつ可能か等）について、引き続き議論を深めていくことが考えられる。

<参考資料>

- ・ 開催概要
 - 令和 3 年度第 1 回検討会
 - 令和 3 年度第 2 回検討会
 - 令和 4 年度第 1 回検討会